

この計画は、吹田市において高齢者及び障がい者などのだれもが安全に安心して暮らせるユニバーサル社会の実現を目的とし、施設整備や心のバリアフリーに向けた取り組みを推進するものです。

## バリアフリー化の基本理念

### だれもがやさしくなる吹田のまちづくり —バリアのない交通・まち・ひと（こころ）・しきみ—

## バリアフリー化の基本方針

交通

公共交通の利便性・快適性の向上

まち

だれもがどんなときでも利用できる移動環境、  
施設環境の形成

ひと

お互いの個性や多様性が理解尊重され、誰もが共感と思いやりを  
もった共生社会づくりが実践できる理解の促進

しきみ

バリアフリー化を推進するしきみづくり

## これまでの取り組みと計画の策定について

本市では、平成14(2002)年から吹田市内の鉄道駅周辺を重点整備地区として定め、段階的に整備

をしてきました。また、令和5(2023)年度には、これまでの事業のおおむねの完了を確認するととも

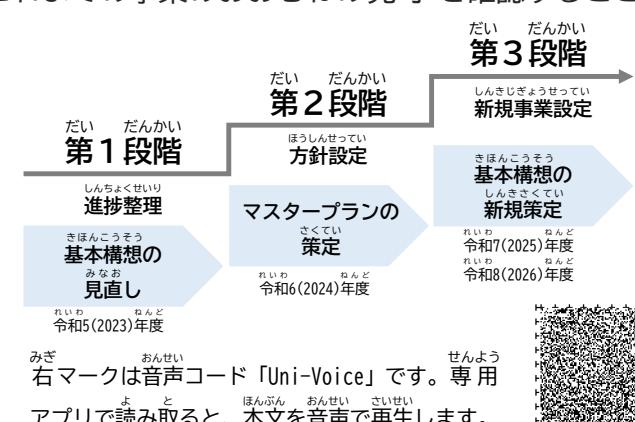
に、可動式ホーム柵の設置を新規事業として追加す

るなど、更なるバリアフリー化の第1段階としてバ

リアフリー基本構想の見直しを行いました。本マ

スターplanは、第2段階としてバリアフリー化の

方針設定を行うものです。



# か む と く ほ う し ン バリアフリー化に向けた取り組み方針

きほんほうしん かか  
基本方針に掲げた4つのテーマをもとに具体的な取り組み方針を設定し、市内のバリアフリー化をすいしん しょうさい けいかくほんぺん らん  
推進します。詳細は、計画本編をご覧ください。

## きほんほうしん こうきょうこうつう りべんせい かいてきせい こうじょう かん と く ほ う し ン 基本方針1 「公共交通の利便性・快適性の向上」に関する取り組み方針

- てつどうえき ていりゆうしょ しゃりょう と く  
● 鉄道駅・バス停留所・車両における取り組み
- こうきょうこうつう いじ こうじょう  
● 公共交通サービスの維持向上

## きほんほうしん りょう いどうかんきょう しせつかんきょう けいせい 基本方針2 「だれもがどんなときでも利用できる移動環境、施設環境の形成」に関する取り組み方針

- どうろくうかん か  
● 道路空間におけるバリアフリー化
- しせつ か  
● 施設のバリアフリー化
- だいき ばかいはつ か  
● 大規模開発におけるバリアフリー化
- じょうほうでんたつ と く  
● 情報伝達の取り組み
- こうつうあんぜんたいさく  
● 交通安全対策
- こうえんし せつとう か  
● 公園施設等のバリアフリー化
- きんきゅうじ さいがいじ か  
● 緊急時・災害時のバリアフリー化
- いじ かんり けいぞく  
● 維持管理の継続

## きほんほうしん たが こせい たようせい りかいそんちょう だれ きょうかん おも 基本方針3 「お互いの個性や多様性が理解尊重され、誰もが共感と思いやりをもった共生社会づくりが実践できる理解の促進」に関する取り組み方針

- かん きょういくかつどう すいしん  
● バリアフリーに関する教育活動の推進
- しよう しゃ いし そつうしゅだん りょうそくしん  
● 障がい者への意思疎通手段の利用促進
- こころ ふきゅううけいはつ  
● 心のバリアフリーの普及啓発
- しよう しゃりかい む けいはつ すいしん  
(障がい者理解へ向けた啓発の推進)

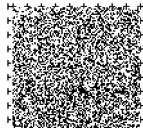
## きほんほうしん か すいしん かん と く ほ う し ン 基本方針4 「バリアフリー化を推進するしくみづくり」に関する取り組み方針

- じゅうみんていあんせいで りょうそくしん  
● 住民提案制度の利用促進
- こうい とどけ  
● 行為の届出
- しせつせいいび とうじしゃいけん はんえい  
● 施設整備における当事者意見の反映

### ようごかいせつ せいかつかんれんしせつ 用語解説：生活関連施設

こうれいしゃ しよう しゃ りょう しせつ きぼ りょうじょうきょう ちいきじつじょう かんあん せんてい  
高齢者、障がい者などが利用する施設のうち、規模や利用状況などの地域実情を勘案し選定された施設で、移動等円滑化のための事業実施の必要性が高く、実施可能性がある施設または既に

いどうとうえんかつか しせつ すで  
移動等円滑化された施設



# いどうとうえんかつかそくしんちくせつてい 移動等円滑化促進地区の設定

いどうとうえんかつかそくしんちくほんし  
移動等円滑化促進地区は、本市がバリアフリー化を推進する

ほうしんせつていちくほん  
ために方針を設定する地区です。本マスターplanでは、これま

とく  
で取り組んできた鉄道駅を中心とした重点整備地区における

かくわ  
るバリアフリー化に加え、全市域を移動等円滑化促進地区とし、

かんせんどうろれんぞくせいはいりよ  
幹線道路の連続性に配慮したバリアフリー化を推進します。

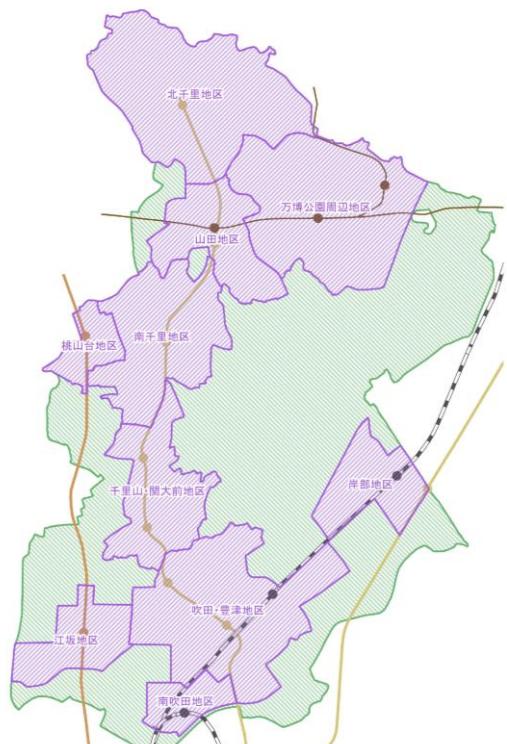
とく  
特に幹線道路沿いのバス停留所を起点として経路のネット

かはか  
ワーク化を図ります。さらにこれらの幹線道路から各生活関連

しせつむす  
施設を結ぶことにより市内全域のバリア

かめざ  
フリー化を目指します。

- 移動等円滑化促進地区
- 移動等円滑化促進地区かつ重点整備地区



図：移動等円滑化促進地区の範囲

## せいかつかんれんしせつおよ せいかつかんれんけいろうとう せつてい 生活関連施設及び生活関連経路等の設定

せいかつかんれんしせつせつ  
せいかつかんれんけいろうとう  
せつてい  
生活関連施設設定の基本的な考え方

せいかつかんれんしせつ  
生活関連施設をバリアフリー法に例示された全ての施設と

ばあい  
した場合、施設総数が膨大な数となります。このため、本マス

タープランでは、特別特定建築物（バリアフリー法第2条第

こうだいごうおよおおさかふくし  
1項第18号）及び大阪府福祉のまちづくり条例を参考に、

しつきぼしつせつちかんりしゃとうこうりよ  
施設規模や施設設置管理者等を考慮して「生活関連施設にな

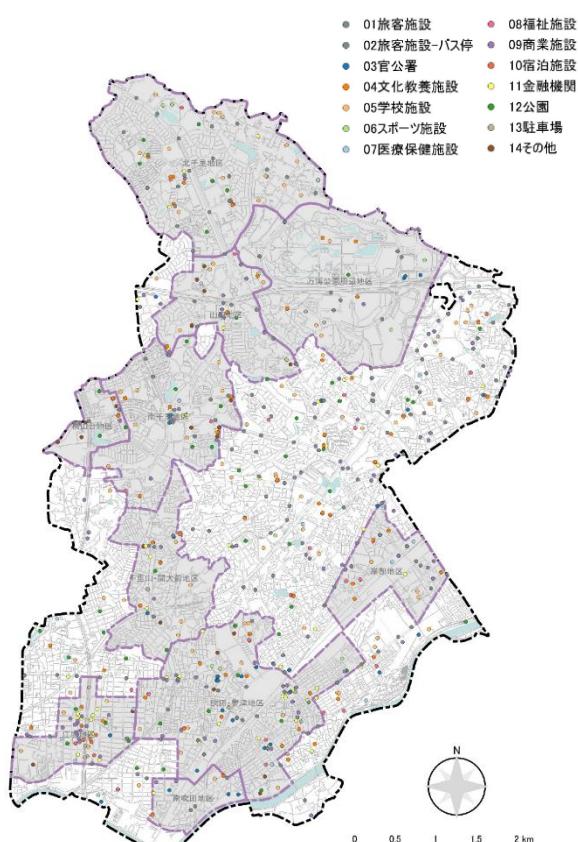
うしつ  
り得る施設」を抽出します。

なか  
この中から生活関連施設を設定するにあたっては、基本

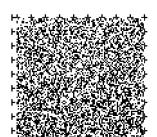
こうそうかいていさいちいきじょうきょうふ  
構想改定の際に地域の状況を踏まえながら、避難所に指定

てんかみ  
されている点を加味して生活関連施設を指定します。また、

既設定の生活関連施設については指定を継続します。



図：生活関連施設になり得る施設の立地状況



# せいかつかんれんけい ろとうせってい きほんてき かんが かた 生活関連経路等設定の基本的な考え方

せいかつかんれんし せつ う し せつ し ないぜんいき まんべん りっち  
生活関連施設になり得る施設は、市内全域に満遍なく立地し

てつどうえきどう ちゅうしん  
ていることから、これまでの鉄道駅等を中心としたバリアフリー

か すいしん くわ しない てんざい ていりゅうじょ きてん  
一化の推進に加え、市内に点在するバス停留所を起点とした

かんせんどうろ けいろ い ち い どうとうえんかつか き  
幹線道路をネットワーク経路として位置づけ、移動等円滑化基

じゅん のと せいび むでんちゅうかとう こうど か すす  
準に則った整備や無電柱化等の高度なバリアフリー化を進め

かんせんどうろ ひなんじよ してい しせつ むす  
ます。また、幹線道路から避難所に指定されている施設を結ぶ

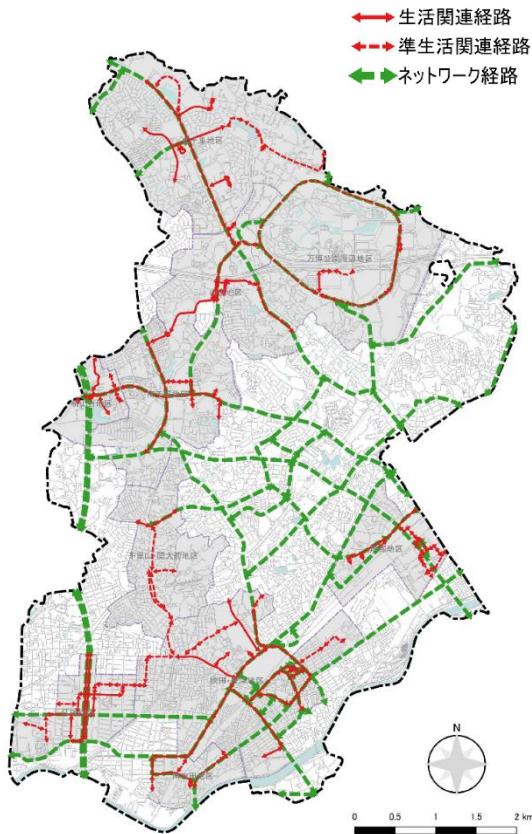
けいろ あんぜん かいとき ほこうしゃくうかん せいび すす  
経路についても安全で快適な歩行者空間の整備を進めます。

こんご きほんこうそう みなお たよう いどう たい り  
今後、基本構想の見直しにあたっては、多様な移動に対して利

べんせい たか ほこうしゃ こうちく けいろ  
便性の高い歩行者ネットワークを構築することや、経路の

れんぞくせい はいりよ せいかつかんれんけい ろ してい きせってい  
連続性に配慮して生活関連経路を指定します。なお、既設定の

せいかつかんれんけい るじゅんせいかつかんれんけい ろ してい けいぞく  
生活関連経路・準生活関連経路については指定を継続します。



図：生活関連経路等の設定状況

## 用語解説：生活関連経路とは

## 用語解説：準生活関連経路とは

おも とくていりょかくし せつ せいかつかんれんし せつ むす けいろ  
主に特定旅客施設と生活関連施設を結ぶ経路のうち、

おも とくていりょかくし せつ せいかつかんれんし せつ むす けいろ い どうとうえんかつか  
主に特定旅客施設と生活関連施設を結ぶ経路のうち、移動等円滑化

い どうとうえんかつか じぎょうじっし ひつようせい たか かのうせい  
移動等円滑化のための事業実施の必要性が高く、可能性

じぎょうじっし ひつようせい たか じぎょうじっし こなん けいろ  
のための事業実施の必要性は高いが、事業実施が困難な経路である

けいろ す い どうとうえんかつか けいろ  
がある経路または既に移動等円滑化されている経路

りゆう ちようきてき じぎょうじっし と く けいろ  
ことなどの理由により、長期的に事業実施に取り組む経路

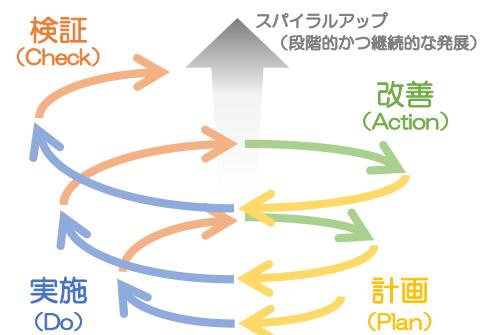
## マスタープランの実現に向けた体制

ほんし すいたし すいしんきょうざ かい けいぞく かいさい  
本市では、吹田市バリアフリー推進協議会を継続して開催

か じぎょう しんちよくかくにんおよ ひょうか おこな  
し、バリアフリー化事業の進捗確認及び評価を行なながら、

けいかく はか ねん  
計画のスパイラルアップを図るとともに、おおむね5年おきに

きほんこうそう みなお おこな  
バリアフリーマスタープランと基本構想の見直しを行います。



ほんべん すいたし らん  
バリアフリーマスタープランの本編は吹田市ホームページからご覧ください。

すいたし 吹田市バリアフリーマスタープラン

検索

[https://www.city.suita.osaka.jp/ \(個別ページURL\) .html](https://www.city.suita.osaka.jp/)

